

まくべつ 農業委員会だより



町長へ要請書提出

12月9日に谷内会長、田邊会長職務代理者、國枝農政部会長から飯田町長へ「農業政策等に関する要請書」を提出し、国並びに北海道に対して働き掛けの要請を行いました。

紙面あない

農業政策等に関する要請書提出	2P
農業委員会法の改正	3P
農地賃借料情報・農地移動状況	4P
農業者年金	5P
農業委員研修報告・年金相談会	6P
農業振興地域整備計画の全体見直し	7P
農地法改正・各種申請	8P

編集・発行

幕別町農業委員会

幕別町本町 130 番地

TEL 0155-54-6625

忠類支局

幕別町忠類錦町 439 番地 1

TEL 01558-8-2111

農業政策等に関する要請書を提出

農業委員会は、農業に関する当面の重要課題に加え、農地・担い手に係る諸問題に対し検討を行い、農業者の代表として農業者の声を行政に反映する、要望・建議活動を行っています。12月9日に谷内会長、田邊会長職務代理者、國枝農政部会長から飯田町長へ要請書を提出し、国並びに北海道に対して働き掛けの要請を行いました。

農業政策等に関する要請

1 TPP協定交渉への対応及びFTA/EPAについて

TPP交渉が大筋合意に至り、合意内容は重要5品目を含め、大幅な輸入規制緩和措置が盛り込まれ、輸入価格の低下による国産価格の下落や、関税収入の減少に伴う補助金等の財源確保にも影響が出ることが予想されることから、農業や関連産業への影響分析結果については、速やかに公表し、今後地域農業と地域社会の持続的発展に支障が生じることがないように具体的かつ万全な対策と予算措置を講じることを求める。

また、今後のFTA/EPA交渉を進めるにあたっては、主要農畜産物である小麦、牛肉、乳製品、砂糖、雑豆等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど「食糧・農業・農村基本計画」における「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内産業・農村の振興などを損なわないことを基本に取り組む」との従来方針を堅持することを求める。

2 地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて

農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を促進するためにも、担い手農業者の農地所有は重要であり、農地の所有権移転を促進する施策拡充を早急に行うことが必要であることから、機構集積協力金の対象を賃貸借に限定せず、農地中間管理機構の特例事業となった農地売買等事業も協力金の対象とすることや、譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び控除が連年受けられるよう明文化するなど農地の所有権移転を促す施策を講じること。

また、本町において、近年は農家戸数の減少が激しいことから、町内関係団体と連携し、後継者対策や第三者移譲、新規就農者への支援など、町独自の施策に取り組むことを求める。

3 農業基盤整備事業予算の確保について

農業の生産性向上や品質の高い農畜産物の生産、食料自給率の向上にとって、基盤整備事業の推進は不可欠であることから、農村現場に必要な予算を継続的に確保するとともに、地域の圃場条件にあった弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮し、離農跡地の廃屋等の撤去や山林・原野などの非農地の農地化に対する支援制度を創設すること。

また、農業機械のICT（情報通信技術）の導入は、農作業の省力化や農作物の栽培条件の最適化が見込まれることから、ICTを活用した生産性向上、生産から消費までの情報連携による消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上の実現に積極的に取り組むことを求める。

4 有害鳥獣の駆除対策について

エゾシカ、キツネなどの有害鳥獣による農業被害は、本町においても平成26年度で被害額が約4,200万円、被害面積は41.5haに達している。平成25年度から3年間の「鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業」が始まり、ハンターが意欲を持って駆除に取り組める環境となったが、今後は「鳥獣被害防止対策交付金」の必要予算の確保と期間の延長、並びにハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備に努めることを求める。

5 農業委員会関係予算の確保等について

国は農地中間管理事業が円滑に行えるよう、機構集積協力金など十分な予算を確保し、また、農地情報公開システムの拡充にあたり、個人情報取り扱いについては、万全なセキュリティー対策の構築と農業者に対する周知を徹底することを求める。

農業委員会に関する法律が改正されました

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、同年 9 月 4 日に公布されました。

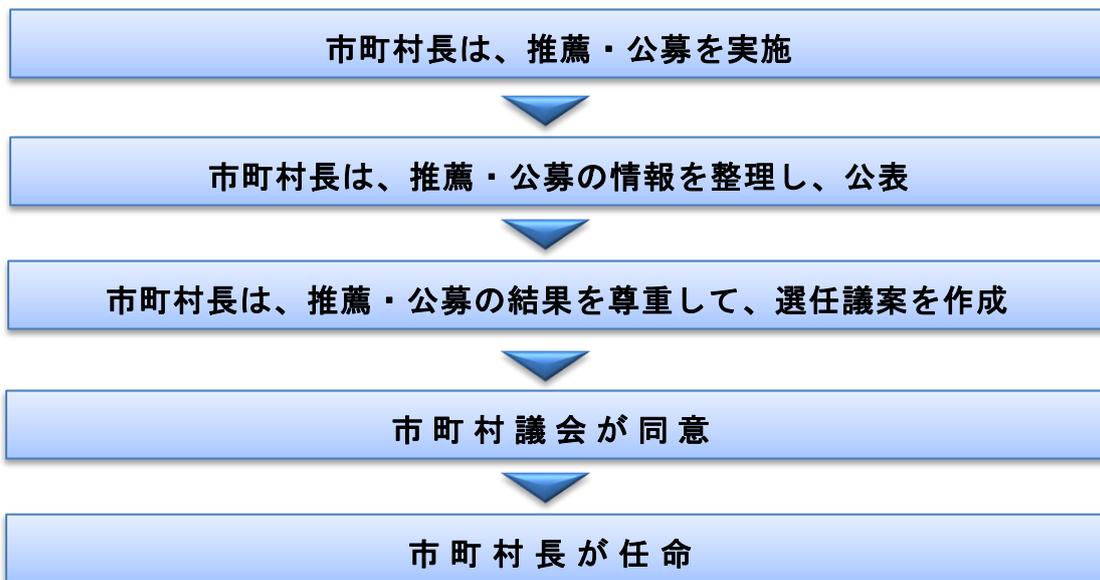
これにより、農業委員会法については、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を促進するため、(1) 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更、(2) 農地利用最適化推進委員の新設、(3) 農業委員会ネットワーク機構の指定等の改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

◇農業委員の選出方法の変更

現在 ○選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用。

改革の方向

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする
- 委員の過半を原則として認定農業者とする。
- 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができるものを 1 人以上入れる。
- 女性・青年も積極的に登用する。



◇農地利用最適化推進委員の新設

改革の方向

- 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。
- 推進委員は、みずからの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

※幕別町は遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村として、「農地利用最適化推進委員」を委嘱しないことができる市町村として公告されています。

農地賃借料情

平成 21 年 12 月に施行された農地法の改正に伴い、今までの標準小作料制度が廃止され、これに代わり農地の賃借料情報を提供することになりました。



平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法 3 条許可により設定された賃借借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、平均額の 2 倍以上の借地料により、周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会は指導を行うこととなっておりますのでご注意ください。

1 畑（普通畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	10,800 円	15,600 円	6,000 円	73
幕別地区（高台）	7,900 円	12,000 円	3,000 円	238
忠類地区	4,400 円	5,700 円	3,500 円	20

2 畑（牧草畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100 円	7,700 円	4,000 円	※ 0
幕別地区（高台）	4,100 円	6,800 円	2,000 円	63
忠類地区	3,300 円	4,100 円	3,000 円	28

○幕別地区の低台地区は、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住 1・2・東、稲士別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地も含む。

○幕別地区の高台地区は、上記地区と忠類地区を除いた地区。

※「2 畑(牧草畑)の部 幕別地区(低台)」については、平成 24~27 年中の賃借借の実例がないため、平成 23 年の賃借料を記載しています。

平成27年(1月~12月)農地移動状況

区分	項目		平成 27 年		平成 26 年		前年差	
			件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
農地法 第 3 条	所有権の移転	売 買	8	52.14	12	51.29	△4	0.85
		贈 与	9	141.18	13	183.27	△4	△42.09
	賃借権の設定	賃 貸 借	28	146.60	39	203.56	△11	56.96
	使用貸借権 の設定	使用貸借	7	129.66	12	380.07	△5	△250.41
		経営移譲	10	29.89	5	31.08	5	△1.19
農地保有合理 化促進事 業 (道公社)	買 入		15	127.34	13	124.93	2	2.41
	売 渡		20	236.64	10	74.43	10	162.21
農用地利用 集積計画	所有権移転		49	429.66	42	292.30	7	137.36
	利用権設定	賃 貸 借	136	719.01	122	738.58	14	△19.57

農業者年金で 老後の生活を安心サポート

3つの要件を
満たせばどなたでも
加入できます

60歳
未満

国民年金
第1号
被保険者

年間
60日以上
農業に従事

特徴 1 少子高齢時代に
強い年金です。

- ★積立方式の確定拠出型年金です。
- ★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 3 公的年金ならではの税
制上のメリットがあり
ます。

- ★支払った保険料は全額（最高80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

特徴 4 通常加入なら、保険
料の額は自由に選べ
ます。

- ★月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

特徴 2 終身年金です。
80歳前にお亡くなりにな
った場合には、死亡一時
金をお支払いします。

- ★年金は生涯受給できます。
- ★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴 5 政策支援加入なら、保
険料の国庫補助があ
ります。

- ★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割の補助が受けられます。
- ★補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

注意

現況届は忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、毎年6月末日までに現況届を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が提出されない場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

◆農業委員研修報告◆

「農業委員会活動強化研修会」

1月13日に札幌市において「農業委員会活動強化研修会」が開催され、本町からは、谷内会長、小原委員が出席しました。

研修では、北海道大学大学院東山准教授による「T P P大筋合意と農政改革・農業構造について」と題し、T P Pの関税撤廃構造や国内対策の論点、今後の農業構造の展望などについての講演の後、北見市農業委員会辻本会長より「農業経営意向に関するアンケート調査等について」、足寄町農業委員会上田事務局長より「農業委員会法改正に伴う市町村条例等の整備状況と法施行に向けた対応について」の事例報告が行われました。

「南十勝農業委員等研修会」

2月3日から4日の2日間におたり音更町において南十勝農業委員会連絡協議会主催による「南十勝農業委員等研修会」が開催され、本町から委員17名が出席しました。



当番町村である大樹町農業委員会鈴木会長、来賓の十勝農業委員会連合会木下会長のあいさつの後、税理士法人竹川会計事務所竹川博之氏より「農業法人の経営について」これからの節税に向けて」と題し、税金・節税を中心とした法人化のメリット・デメリットや相続税、贈与税についての講演の後、前大樹町長の伏見悦夫氏から

「十勝の農業と宇宙」と題し、大樹町における航空宇宙関連実験に関する活動などについての講演が行われました。翌日は、十勝総合振興局産業振興部農務課寺林主幹から「農業経営の法人化について」と題し、十勝農業の将来動向予測や法人化による効果などについて説明がなされ、2日間に渡る研修が行われました。

「南十勝農業後継者担い手対策研修会」

2月19日に広尾町農村環境改善センターにおいて、南十勝農業委員会連絡協議会主催・広尾町農業担い手センター主管による「南十勝農業後継者担い手対策研修会」が開催され本町からは委員18名が参加しました。

道東を中心に農業、漁業など各業種に渡り研修会及び婚活の企画を行っているシーズサービス(株)代表取締役の渡辺栄重氏から「今だからこそ必要な婚活相談員」と題した講演を聴講しました。

農業者年金相談会



農業委員会及び農業者年金協議会主催による農業者年金相談会が昨年12月4日に各農協の協力のもとに開催されました。

この相談会は年金受給を間近に控えた方を対象に毎年開催しており、北海道農業会議から農業者年金相談指導員の橋本正雄氏を講師にお招きし、年金制度の概要や基礎知識、経営移譲や受給方法などについて説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、年金支給額の確認や経営移譲に伴う農地の処分方法・時期などについて相談されました。

農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では、「幕別町農業振興地域整備計画（農振計画）」の全体見直しを進めていますが、新年度の補助事業を活用した農業用施設の建設等に対応するため、次の期間に限り、用途の変更や農用地区域からの除外の申し出を受付けます。

申出受付期間経過後は、全体見直し終了までの間、受付けを休止しますので、平成 28 年中に農業用倉庫や農家住宅等の建設を予定されている方はお早目にご相談ください。

- ◆申 出 受 付 期 日 平成 28 年 2 月 1 日（月）から平成 28 年 5 月 10 日（火）まで
- ◆申出受付休止期間（予定） 平成 28 年 5 月 11 日（水）から全体見直し完了まで
- ◆問 い 合 わ せ 先 幕別町経済部農林課農政係（TEL54-6605）
- ◆そ の 他 全体見直しは、平成 28 年 12 月に完了予定としていますが、期間に変更が生じた場合等につきましては、「広報まくべつ」等でお知らせいたします。

農振(のうしん)って何ですか？

農業振興地域または農業振興地域制度を略して、農振（のうしん）と呼んでいます。

農業振興地域とは、長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定する地域で、幕別町では、市街地を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

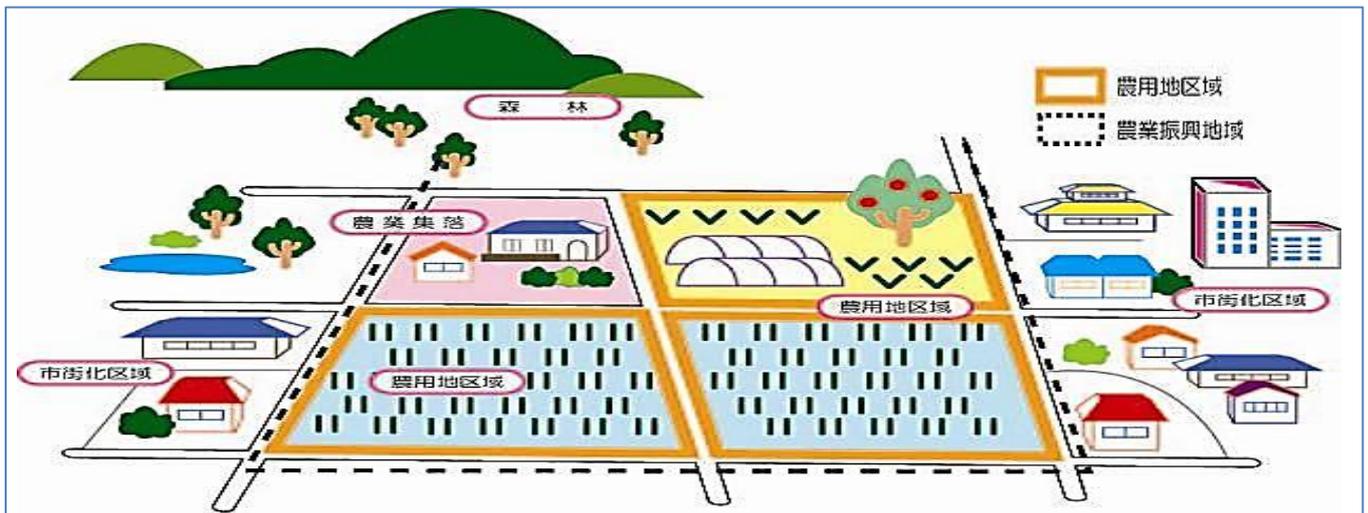
また、この地域は、総合的に農業の振興を図ることを目的としており、この目的に沿った計画が「幕別町農業振興地域整備計画書（農振計画）」であり、幕別町が策定、見直しするものです。

農用地区域って何ですか？

農業振興地域の中で、おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべきとされる土地として「農用地区域」を定めています。

農業者の方が耕作している畑も農用地区域に設定されています。このほか、農業用施設用地や採草放牧地も同様です。

土地改良事業の実施や補助事業の実施等、農業振興に必要な各種施策は、農用地区域に設定されていることが条件になります。



農地法改正 農業生産法人の要件等の見直し

農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を図り、経営を発展させやすくする観点から要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称が変更されました。

改正前（現行）

改正後（H28.4.1 施行）

1. 呼称 **農業生産法人**

農地所有適格法人

2. 法人形態 株式会社（非公開会社に限る）、持分会社または農事組合法人

3. 事業要件 売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）

変更なし

4. 構成員・議決権要件

○農業関係者

常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の 3/4 以上

○農業関係者以外の構成員

① 保有できる議決権は、総議決権の 1/4 以下

② 法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定

○農業関係者

① 常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の 1/2 超

② 農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人【追加】

○農業関係者以外の構成員

① 保有できる議決権は、総議決権の 1/2 未満

② 【撤 廃】

5. 役員要件

○ 役員の過半が農業（販売・加工等含む）の常時従事者（原則年間150日以上）

○ 更にその常時従事者である役員の過半が農作業に従事（原則年間60日以上）

○（変更なし）

○ 役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

◇ 広報委員 ◇

・	・	・	・	・	・	・	・
委	委	委	委	委	副	委	委
員	員	員	員	員	員	員	員
大	深	鬼	菅	小	井	白	大
澤	松	頭	野	原	田	木	道
				喜			
慶	俊	良	能	久	留	孝	健
博	英	市	稔	雄	吉	和	實

各種申請は毎月 10 日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html